

「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、
方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件等の一部を
改正する告示案」に関するパブコメ意見の概要

国土交通省におきましては、平成24年6月26日（火）から平成24年7月25日（水）までの期間において「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件等の一部を改正する告示案」に対する意見募集を行い4件の意見が寄せられました。

寄せられた主なご意見とそれに対する国土交通省としての考え方（案）は、次のとおりです。

対象部分	寄せられた主なご意見	考え方(案)
写真について	ロープ写真撮影時に黒板にて現場名、日時を記入するなどする必要もあるのではないか。	・解説などによる対応を検討。
素線切れの状況について	「谷部で素線切れが生じていること。」の「谷部」とは、素線の谷部のことか、ストランドの谷部双方をさしているのか。	・ストランドの谷部の素線切れを指す。
素線切れの状況について	谷部素線切れの有無の判断は外見から明確に判らないことから、検査事項「主索の素線切れの状況」の判断基準として新たに規定する「谷部で素線切れが生じていること。」を「素線切れが谷部で生じている箇所において、素線が外部に飛び出していること。」と修正すべきである。	・検査方法で、目視によることとあり、外部に飛び出しており、目視可能な範囲を指す。解説などにより周知。